

婦人保護施設退所者自立生活援助事業

婦人保護施設を退所した女性が、地域社会で安定した自立生活が継続できるよう支援する(アフターケア)



児童虐待・DV対策等総合支援事業(統合補助金)

退所者のうち支援を希望する女性が10名以上いる婦人保護施設

- ・ 訪問指導等による日常生活に対応する援助
(食生活、健康管理、金銭管理等)
 - ・ 地域及び職場での対人関係の調整等
 - ・ 関係機関等への同行支援
 - ・ その他社会生活における相談、余暇指導等
- (※平成20年度 実施施設10ヶ所)